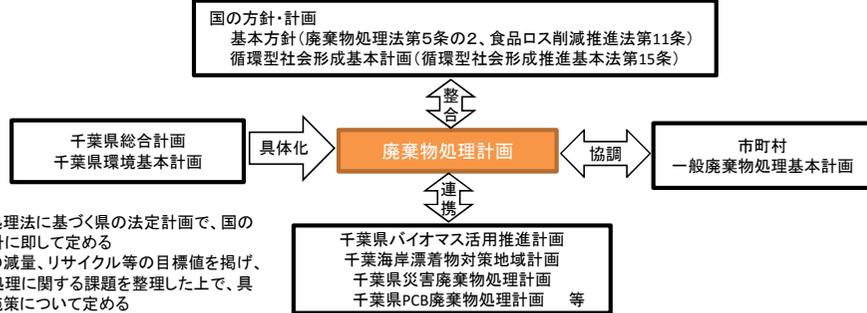


# 第10次千葉県廃棄物処理計画について

資料4-参考1

## 1 計画の位置付け

本計画と他の法令・計画との関係は、次のとおり。



- 廃棄物処理法に基づく県の法定計画で、国の基本方針に即して定める
- 廃棄物の減量、リサイクル等の目標値を掲げ、廃棄物処理に関する課題を整理した上で、具体的な施策について定める

## 2 社会の動向

- 気候変動や資源の枯渇等の環境問題の深刻化する中、国連総会でSDGsが採択
- 人口減少、高齢化の進展と地域の衰退
- 資源循環及び適正処理の担い手の確保
- 海洋プラスチック等の廃プラスチックによる環境汚染
- 大量の食品ロスの発生
- 安定的・効率的な施設整備及び運営
- 大規模災害の頻発、新型コロナウイルスによる暮らしや事業活動への影響

## 3 県の現状

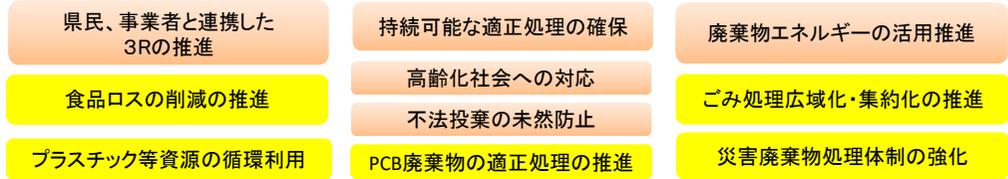
一般廃棄物	産業廃棄物
○ <u>ごみの排出量は、減少傾向</u> 218万t(H25)⇒206万t(H30)	○ 排出量は、減少傾向 2,117万t(H25)⇒1,752万t(H30)
○ <u>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向</u> 542g/人・日(H25)⇒507g/人・日(H30)	○ <u>リサイクル率は、横ばい</u> 55.9%(H25)⇒49.2%(H30)
○ <u>リサイクル率は、横ばい</u> 23.5%(H25)⇒22.4%(H30) ・家庭系可燃ごみには資源化余地があるものが3割混入	○ <u>最終処分量は、減少傾向</u> 31万t(H25)⇒29万t(H30)
○ <u>最終処分量は、減少傾向</u> 16万t(H25)⇒14万t(H30)	○ <u>バイオマス資源の利用率は、増加</u>
○ <u>食品ロスの発生</u> ・県内では、年間約30万tの食品ロスが発生	○ <u>不法投棄は、横ばい</u> 13件(H25)⇒18件(H30)
○ <u>ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見られる</u> 15千件(H25)⇒13千件(H30)	○ <u>不法投棄残存件数・残存量は、横ばい</u> 800件(H25)⇒788件(H30) 3,959千t(H25)⇒4,019千t(H30)
○ <u>一般廃棄物のごみ処理施設の整備状況</u> ・ごみ処理施設の84%が稼働してから15年以上 ・最終処分場の残余年数は減少傾向 8.1年(H25)⇒7.6年(H30)	○ <u>PCB廃棄物保管数は、減少</u> 高圧トランス等 41万台(H25)⇒36万台(H30) PCB油等 2,149トン(H25)⇒339トン(H30)
○ <u>災害廃棄物処理計画の策定状況</u> 3市(H25)⇒24市町村(R1)	○ <u>産業廃棄物最終処分場は、減少傾向</u> 27施設(H25)⇒21施設(H30)

※下線は、第9次廃棄物処理計画の目標の達成が困難な指標

## 4 県が取り組むべき課題

重点的に取り組むべき課題

～『持続可能な循環型社会』の実現に向けて～



## 5 基本方針

本県の廃棄物を取り巻く現状と課題及び国の基本方針や計画等を踏まえ、本計画の基本方針は次のとおりとする。

- みんなでつくる『持続可能な循環型社会』への取組  
『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環の利用を推進する。
- 新たな課題への対応  
ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックへの対応等、社会の動向を踏まえた実効性のある施策の展開を図る。
- 県民の安全・安心の確保  
近年頻発する自然災害に対し、県民の安全・安心を確保するため、大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や県内市町村等と連携し、迅速な対応が可能な体制を強化する。

## 6 第10次計画の目標値の考え方及び施策体系

【計画期間】 令和3年度～令和7年度(5か年)

【目標設定の考え方】

- ・第4次循環型社会形成推進基本計画の目標を基本とする。

I 3Rの推進	II 適正処理の推進
○ <u>リデュース・リユースの拡充</u> ・食品ロスの削減 ・プラスチック使用量の削減・循環利用の促進	○ <u>適正処理の推進</u> ・優良産廃処理業者認定制度の活用
○ <u>市町村と連携した3Rの推進</u> ・ごみ有料化の促進、分別排出の徹底、分別収集の促進	○ <u>法令遵守に向けた指導の徹底</u> ・有害廃棄物(PCB等)の適正処理の推進 ・不法投棄の監視と指導の徹底
○ <u>循環産業の活性化</u> ・バイオマス資源の活用の促進、関係団体との連携強化	○ <u>海岸漂着物の処理の推進</u>
○ <u>循環資源等の利活用の推進</u> ・溶融スラグの利用の促進 ・下水汚泥等の資源化利用の促進	○ <u>今後想定される課題への対応</u> ・処理困難物の適正処理の検討 ・高齢化社会への対応の検討
III 適正処理体制の整備	IV 万全な災害廃棄物処理体制の構築
○ <u>一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理</u> ・廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化の促進 ・省エネルギー・廃棄物エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進	○ <u>平時からの備えの強化</u> ・廃棄物処理施設の強靱化 ・広域処理体制の検討 ・仮置場の検討
○ <u>県全体における適正処理体制の整備</u> ・公共関与の在り方の検討	○ <u>発災時の対応</u> ・広域的な協力体制の確保 ・関係団体への支援要請

## 7 計画の推進体制

- ・県民、民間団体、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県が連携・協働して積極的な取組を展開する。
- ・PDCAサイクルに基づき、毎年度、廃棄物の排出量等の状況の把握のみならず、施策及び事業の成果について評価を行い、環境審議会廃棄物・リサイクル部会への報告、ホームページへの公表を実施する。